

かつお・まぐろ漁船（総トン数 120 トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。）の衛星船位測定送信機による位置等の確認に係る証明書の発行について

平成 29 年 6 月 12 日
2 9 水 管 第 587 号
水産庁資源管理部長通知
改正令和 2 年 12 月 1 日

1 趣旨

かつお・まぐろ類については、海域等ごとに地域漁業管理機関が設立され、かつお・まぐろ類資源の持続的利用に向けた保存管理措置が導入されている。しかしながら、近年、保存管理措置を遵守しない等の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）が大きな脅威となっており、IUU漁業の撲滅のために国際機関や各国による様々な取組が行われている。その一環として、平成 28 年 6 月には、違法漁業防止寄港国措置協定が発効するなど、寄港国による外国漁船への管理が強化されており、我が国のかつお・まぐろ漁船（総トン数 120 トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。以下同じ。）が日本国外の港に寄港するに当たり、一部の外国政府から、当該漁船の衛星船位測定送信機（以下「VMS」という。）による位置等につき、日本の政府機関による確認の証明書の発行を求められている。

本通知は、水産庁が、かつお・まぐろ漁船の VMS による位置等の確認に係る証明書（以下「証明書」という。）を発行する手続について定めるものである。

2 証明書発行申請手続

- (1) 証明書の発行を申請する者は、日本国外の港への寄港許可を受けようとする日の 3 営業日前までに、証明書発行申請書（別記様式第 1 号）を水産庁に 1 部提出する。なお、証明書の発行を申請する者が、証明を受けようとするかつお・まぐろ漁船に係るかつお・まぐろ漁業の許可を受けた者と異なる場合は、当該許可を受けた者が作成した委任状を添付すること（当該委任状に委任期間の記載があり、かつ当該委任期間中であれば、2 回目以降の申請は、1 回目に提出した委任状の写しに代えることができる。）。
- (2) 水産庁は、(1) の内容を確認の上、別記様式第 2 号及び別記様式第 3 号により、証明書を発行する。

3. 申請先

水産庁資源管理部国際課海洋漁業資源管理班
電話：03-3502-8204
F A X：03-3591-5824

(別記様式第 1 号)

かつお・まぐろ漁船（総トン数 120 トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。）の衛星船位測定送信機による位置等の確認に係る証明書発行申請書

年 月 日

水産庁資源管理部長 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

かつお・まぐろ漁船（総トン数 120 トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。）が国外の港に寄港するに当たり、衛星船位測定送信機による位置等の確認に係る証明書を発行していただきたく、下記のとおり申請します。

記

1. 漁船情報

漁船名：

信号符字：

IMO 番号：

漁船登録番号：

地域漁業管理機関登録番号：

2. 証明を受けようとする期間

3. 寄港情報

寄港予定地：

寄港許可申請予定日：

(別記様式第 2 号)

CERTIFICATE OF VMS DATA

Document No.:

This is to certify that the VMS data has been appropriately transmitted from the vessel below, as attached.

1. Vessel Name
2. IRCS
3. IMO Number
4. National Registry Number
5. RFMO Number
6. VMS data period

(Signature)

Name

Director of Fisheries Management Division, Fisheries Agency,
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Government of Japan

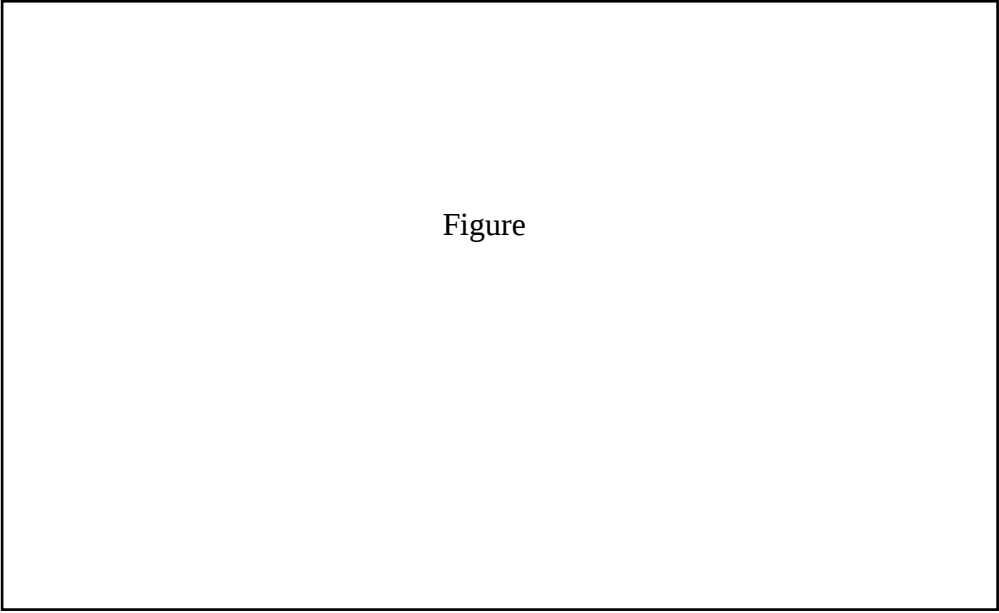
Date:

Stamp

(別記様式第 3 号)

Attachment

Track Chart



Figure